

日常災害の部隊編成例（名古屋市消防局「消防部隊運用要綱」から抜粋）

別表第1 火災出動消防部隊規模（平成19年第4号、同22年第3号）

火災出動種別	対象とする主な火災	第1次出動	第2次出動	第3次出動	第4次出動	特別第2次出動	特別第3次出動	特別第4次出動
対象物火災	別記第1に掲げる対象物の火災	消防長が対象物ごとに別に定める。						
危険物施設火災	化学工場、危険物製造所等（特定危険物施設を除く。）の火災	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 7 はしご車 1 化学車 3 救助車 2 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 4	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 5 指揮車 5 タンク車 5 屈折放水塔車 1 化学車 2 救助車 3 救急車 2 航空機 1	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 化学車 1	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5
地下火災	地下室、地下鉄、地下駐車場、とう道等の火災（次に掲げるものを除く。）	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 7 はしご車 1 排煙照明車 1 救助車 2 可搬式高発泡機積載車 1 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 4	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 4 指揮車 4 タンク車 5 排煙照明車 1 救助車 5 可搬式高発泡機積載車 1 救急車 5 航空機 1	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救助車 5 救急車 5	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救急車 5
	消防法施行令（昭和36年政令第37号、以下「令」という。）別表第1に規定する地下街の火災	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 9 排煙照明車 2 救助車 3 可搬式高発泡機積載車 1 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 4	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 4 指揮車 4 タンク車 5 排煙照明車 1 救助車 5 可搬式高発泡機積載車 1 救急車 5 航空機 1	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救助車 5 救急車 5	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救急車 5
中層火災	地階を除く階数が4以上7階未満の建築物の火災	大隊長 1 中隊長 1 指揮車 1 タンク車 6 はしご車 2 救助車 2 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 4	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 5 指揮車 5 タンク車 5 はしご車 4 救助車 5 救急車 5 航空機 1	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救助車 5 救急車 5	中隊長 2 指揮車 2 タンク車 5 救急車 5